

## 長野市交流センターについて

### 1 モデル実施期間

3年間 モデル実施する。

### 2 条例の制定

- ・条例名：長野市交流センターの設置及び管理に関する条例  
(規則：長野市交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則)
- ・施行期日：平成31年4月1日

### 3 設置施設

公民館の名称 (移行前の名称)	交流センターの名称 (移行後の名称)	位置
長野市立柳原公民館	長野市柳原交流センター	長野市大字小島804番地 5
長野市立長沼公民館	長野市長沼交流センター	長野市大字穂保941番地
長野市立小田切公民館	長野市小田切交流センター	長野市大字山田中2545番地
長野市立篠ノ井公民館	長野市篠ノ井交流センター	長野市篠ノ井御幣川281番地 1

※長野市篠ノ井交流センターに、東福寺分館、川柳分館、共和分館、信里分館、西寺尾分館、塩崎分館の6分館を設置

【4月1日以降の公民館・交流センター数】

	公民館	交流センター
本館	25	4
分館	22	6
合計	47	10

### 4 交流センターで行う事業

- (1) 住民の交流の場の提供に関すること。  
⇒ 地域の団体等が、地域づくり、社会福祉、生涯にわたる学習活動、その他多様な活動等の場を提供する貸館事業
- (2) 住民の教養及び地域文化の向上に関すること。  
⇒ 教養講座（公民館の成人学校）の開設や交流センターが主催する生涯学習事業等
- (3) その他市長が必要と認める事業  
⇒ 成人式等

### 5 使用料、利用料金

【無料】地域づくりに関する活動、社会福祉に関する活動、生涯にわたる学習活動で利用する場合（入場料等を徴収し、若しくは営利を目的として行う場合又は市民以外の者が行う場合を除く。）

【有料】地域づくり活動、社会福祉活動、生涯学習活動以外に利用する場合  
入場料等を徴収し、若しくは営利を目的として行う場合又は市民以外の者が利用する場合

29 家第 346 号

平成 29 年 7 月 28 日

長野市社会教育委員会議

委員長 宮 下 英 子 様

長野市教育委員会



長野市立公民館のあり方について（諮問）

このことについて、社会教育法第 17 条第 1 項第 2 号に基づき、貴委員会議の意見を求める。

平成 29 年 12 月 20 日

長野市教育委員会  
教育長 近藤 守 様

長野市社会教育委員会議  
委員長 宮 下 英



長野市立公民館のあり方について（答申）

平成 29 年 7 月 28 日付け 29 家第 346 号で諮問のありましたこのことについては、慎重に審議した結果、当委員会議の意見は、別紙のとおりです。

長野市立公民館のあり方について（答申）

市立公民館は、社会教育法の規定に基づいた教育施設として、各種講座やグループ・サークルなどの社会教育や生涯学習の拠点としての役割を担ってきた。

近年の社会情勢の変化により、人々のライフスタイルや意識の多様化が進み、市立公民館には、より一層の住民ニーズに応じた役割が求められるようになってきている。

このような現状を踏まえ、審議を行った結果、諮問事項について下記のとおりとすることが適当であるとの結論を得た。

記

1 市立公民館の施設運営について

市立公民館は、市民の生涯学習活動の拠点施設として機能してきたところであるが、多様化した住民ニーズを踏まえ、地域の拠点施設として、より地域活動に活用できるように、利用上の制約を緩和することが適当である。

2 見直しの実施方法について

施設の利用状況や住民要望が多様化していることから、各地域の実情を鑑み、地域の特性を十分考慮する必要がある。

そのために、モデル地区設定による試行を実施し、課題を洗い出すとともに、その対応を図りつつこれからの時代に合った制度を導入することが望ましい。